

令和7年度静岡市一般廃棄物処理実施計画  
実施状況検証・評価報告書

令和8年3月  
静岡市

## 〈 目 次 〉

第1章	目標指標の達成状況	- 1 -
1.1	ごみ処理実施計画	- 1 -
1.2	生活排水処理実施計画	- 1 -
第2章	計画の総括	- 2 -
2.1	ごみ処理実施計画	- 2 -
2.2	生活排水処理実施計画	- 2 -
2.3	総括	- 2 -
第3章	基本的事項	- 3 -
3.1	目的	- 3 -
3.2	計画期間	- 3 -
3.3	計画対象地域	- 3 -
3.4	令和7年度清掃費当初予算額	- 3 -
第4章	ごみ処理実施計画	- 4 -
4.1	計画目標	- 4 -
4.2	ごみの分別種類と排出量見込み	- 4 -
4.3	ごみの処理主体と処理方法	- 5 -
4.4	ごみ処理施設等の概要	- 6 -
(1)	収集センター	- 6 -
(2)	中間処理施設等	- 6 -
(3)	最終処分施設	- 7 -
4.5	ごみ処理量の見込み	- 8 -
(1)	収集運搬計画	- 8 -
(2)	中間処理計画	- 10 -
(3)	最終処分計画	- 12 -
4.6	市外で発生した一般廃棄物	- 12 -
4.7	基本施策1 静岡版「もったいない運動」の推進	- 12 -
(1)	施策1 食品ロス、生ごみの削減	- 12 -
(2)	施策2 プラスチックごみの削減	- 13 -
(3)	施策3 紙ごみの削減	- 14 -
(4)	施策4 その他家庭ごみの削減・4Rの推進	- 15 -
(5)	施策5 4R推進に向けた協働の推進・体制づくり	- 15 -
(6)	施策6 情報発信・環境教育・意識啓発・実践行動の推進	- 16 -
(7)	施策7 将来を見据えた廃棄物行政のあり方の検討	- 17 -

4.8	基本施策2	事業系ごみの減量化・資源化	18
(1)	施策1	事業系ごみの減量化・資源化の推進	18
(2)	施策2	自己処理責任の徹底	18
(3)	施策3	4R推進に向けた協働の推進・体制づくり	20
(4)	施策4	情報発信、意識啓発の推進	21
4.9	基本施策3	適正な収集運搬・処理体制の整備	21
(1)	施策1	収集運搬体制の整備	21
(2)	施策2	中間処理体制の整備	22
(3)	施策3	最終処分場の整備	23
4.10	基本施策4	ごみ処理における環境負荷の低減に向けた取組	24
(1)	施策1	清掃工場での余熱利用	24
(2)	施策2	熔融スラグの有効利用	24
(3)	施策3	プラスチックごみ焼却の抑制（再掲）	24
4.11	基本施策5	廃棄物適正処理の徹底	25
(1)	施策1	不法投棄対策	25
(2)	施策2	区域外処理	25
(3)	施策3	取扱困難廃棄物の処理	26
(4)	施策4	災害廃棄物の処理	26
第5章	生活排水処理実施計画		27
5.1	計画目標		27
5.2	し尿・浄化槽汚泥処理主体と処理方法		27
5.3	し尿・浄化槽汚泥処理量		27
5.4	し尿・浄化槽汚泥処理施設		27
5.5	基本施策1	合併処理浄化槽の設置及び公共下水道への接続の促進	27
(1)	施策1	情報の共有化、意識啓発の推進	27
(2)	施策2	合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の活用	28
5.6	基本施策2	し尿・浄化槽汚泥の適正な処理と処理能力の維持	28
(1)	施策1	し尿・浄化槽汚泥の適正処理体制の整備	28
(2)	施策2	合併処理浄化槽の適正な管理	29



## 第1章 目標指標の達成状況

以下のとおり、令和7年度実施計画の目標値に対する見込数値等を報告します。

### 1.1 ごみ処理実施計画

令和7年度の目標値に対して、(1)一人1日当たりごみ総排出量及び(2)一人1日当たり家庭ごみ総排出量(3)事業系ごみ年間総排出量のすべての項目について、達成が見込まれています。

	令和7年度 目標値	令和7年度 見込	令和6年度 実績
(1) 一人1日当たり ごみ総排出量	850 g	789 g	820 g
(2) 一人1日当たり 家庭ごみ総排出量	600 g	565 g	582 g
(3) 事業系ごみ 年間総排出量	61,197 t	54,658 t	58,578 t

※(1)及び(2)における人口は、各年10月1日現在

### 1.2 生活排水処理実施計画

生活排水処理率は、年度途中での見込値を算出することが困難であるため、令和6年度の実績を記載しました。

令和7年度は、目標値を達成できることが見込まれます。

	令和7年度 目標値	令和6年度 目標値	令和6年度 実績
生活排水処理率	89.4%	88.6%	88.9%

## 第2章 計画の総括

### 2.1 ごみ処理実施計画

ごみ処理実施計画に係る個別施策について、概ね計画どおりに実施されており、特に各啓発施策については、予定を上回って実施することができました。また、ごみの収集運搬、中間処理及び最終処分については、各段階でのごみ処理が全て適正に実施されるとともに、その体制が維持されています。

目標指標については(1)一人1日当たりのごみ総排出量は令和7年度の目標値の850gに対して見込み数値は789g、(2)一人1日当たりの家庭ごみ総排出量は目標値の600gに対して見込み数値は565g、(3)事業系ごみ年間総排出量は目標値の61,197tに対して、見込み数値は54,658tとなり、全ての項目において目標達成となる見込みです。

今後も市民へごみ減量意識の啓発をするとともに、事業所への適正排出・分別の指導を徹底することで、減量化に努めます。

### 2.2 生活排水処理実施計画

生活排水処理実施計画の個別施策である合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の補助基数は、70基となりました。

目標指標である生活排水処理率は、目標値である89.4%を達成する見込みです。

今後も引き続き、新たな補助制度の周知を図り、目標値の達成を目指します。

### 2.3 総括

ごみ処理実施計画及び生活排水処理実施計画ともに、概ね計画どおり施策を実施し、全ての目標達成が見込まれます。

今回の結果及び一般廃棄物処理実施計画を踏まえ、ごみの減量化・資源化の進展、廃棄物及び生活排水の適正処理に努めます。



### 第3章 基本的事項

#### 3.1 目的

静岡市一般廃棄物処理基本計画に基づき策定した令和7年度静岡市一般廃棄物処理実施計画（以下「令和7年度実施計画」という。）について、その実施状況を評価・検証することで、令和8年度静岡市一般廃棄物処理実施計画（以下「令和8年度実施計画」という。）策定の基礎資料とします。

なお、評価・検証は、令和8年1月末現在までの実績と同2・3月の見込（令和7年度の4月～1月の昨年度に対する増減率を昨年度2月、3月の実績に適用した数値）を合算した数値を使用します。

#### 3.2 計画期間

令和7年4月1日～令和8年3月31日

#### 3.3 計画対象地域

静岡市全域

#### 3.4 令和7年度清掃費当初予算額

○歳入

科目	金額
使用料及び手数料	939,026千円
国庫支出金	937,234千円
財産収入	12,123千円
繰入金	499,700千円
諸収入	1,205,367千円
市債	3,273,200千円
計	6,866,650千円

○歳出

科目	金額
清掃総務費	3,932,011千円
収集センター費	97,417千円
【内訳】西ヶ谷収集センター費	3,674千円
沼上収集センター費	28,002千円
清水収集センター費	65,741千円
清掃工場費	4,399,817千円
【内訳】西ヶ谷清掃工場費	2,322,018千円
沼上清掃工場費	2,077,799千円
衛生センター費	537,533千円
最終処分場費	414,157千円
一般廃棄物処理施設整備基金費	6,300千円
最終処分場整備事業費	3,027,800千円
清水ストックヤード建設費	409,000千円
計	12,824,035千円

## 第4章 ごみ処理実施計画

令和7年度実施計画「第2章 ごみ処理実施計画」に基づき、以下のとおり処理及び各施策を実施しました。

### 4.1 計画目標

- (1) 一人1日当たりごみ総排出量：850 g
- (2) 一人1日当たり家庭ごみ総排出量：600 g
- (3) 事業系ごみ年間総排出量：61,197 t

### 4.2 ごみの分別種類と排出量見込み

廃棄物の種類		排出量	排出量小計	排出量合計	総排出量		
ごみ総排出量	古紙等集団資源回収		7,299 t	7,299 t	7,299 t	192,581 t	
	家庭ごみ	可燃ごみ	116,877 t	130,624 t	185,282 t		
		不燃・粗大ごみ	8,824 t				
		【内訳】金属類	2,266 t				
		乾電池 ※2	97 t				
		その他	6,461 t				
		資源ごみ	4,923 t				
		【内訳】びん	3,333 t				
		缶類	1,128 t				
		ペットボトル	218 t				
		古紙・古布類	64 t				
	使用済小型家電	180 t					
	事業系ごみ ※1	可燃ごみ	53,469 t	54,658 t			
		不燃・粗大ごみ	1,189 t				
		【内訳】金属類	175 t				
		乾電池	9 t				
		公共側溝汚泥	570 t				
その他	435 t						

※1 事業系ごみには、本市が処理する産業廃棄物を含む。

※2 家庭ごみの乾電池には、充電式電池を含む。

※3 端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

#### 4.3 ごみの処理主体と処理方法

廃棄物の種類		収集運搬	中間処理		最終処分		
			処理主体	処理方法	処理主体	処理方法	
家庭ごみ	可燃ごみ	市 委託業者 許可業者(一部)	市	焼却 溶融	市	埋立	
	不燃・粗大ごみ			破砕、資源化			
		乾電池 <sup>※2</sup>	委託業者	資源化	—		
	蛍光灯	破砕、資源化					
	資源ごみ	ペットボトル	委託業者 直接搬入	市	選別・圧縮	委託業者	資源化
		びん・缶等	委託業者 直接搬入	委託業者	選別	委託業者	資源化
		使用済小型家電	委託業者 直接搬入	認定事業者	選別	認定事業者	資源化
		使用済プラスチック使用製品	委託業者 直接搬入	委託業者	選別	委託業者	資源化
	事業系ごみ <sup>※1</sup>	可燃ごみ	委託業者 許可業者 直接搬入	市	焼却 溶融	市	埋立
				許可業者	焼却、資源化	許可業者	
不燃・粗大ごみ		直接搬入	市	焼却 溶融	市		
				破砕、資源化			
			乾電池	直接搬入	委託業者	破砕、資源化	—
公共側溝汚泥 <sup>※3</sup>	委託業者	—	—	市	埋立		

※1 事業系ごみには、本市が処理する産業廃棄物を含む。

※2 家庭ごみの乾電池には、充電式電池を含む。

※3 公共側溝汚泥は市民による公共側溝清掃により発生した一般廃棄物であるが、家庭ごみ(一般家庭の日常に伴って生じた廃棄物)とは言えないため、事業系ごみとみなす。

小動物の死体	直接搬入 委託業者	市	火葬	市	埋立
--------	--------------	---	----	---	----

#### 4.4 ごみ処理施設等の概要

令和7年度実施計画に基づき、以下の施設等により一般廃棄物の処理を実施しました。

##### (1) 収集センター

	沼上収集センター	清水収集センター
所在地	葵区薬師 14 番地の 2	清水区八坂町 2102 番地の 1
保有車両台数計	16 台	27 台
パ ッ カ ー 車	7 台	15 台
そ の 他 車 両	9 台	12 台

##### (2) 中間処理施設等

###### ① 焼却施設と熔融施設

	西ヶ谷清掃工場（熔融施設）	沼上清掃工場（焼却施設）
所在地	葵区西ヶ谷 553 番地	葵区南沼上 1224 番地
処理能力・方式	500 t / 日 (250 t × 2 炉) シャフト炉式 ガス化熔融炉	600 t / 日 (200 t × 3 炉) ストーカ式 連続燃焼式焼却炉

###### ② 不燃・粗大ごみ処理施設

	沼上資源循環センター 不燃・粗大ごみ資源化施設
所在地	葵区南沼上 1224 番地
処理能力等	100 t / 5h 破碎・選別

###### ③ 資源ごみ（ペットボトル）処理施設

	沼上資源循環センター ペットボトル資源化施設
所在地	葵区南沼上 1224 番地
処理能力等	5 t / 5h 選別・圧縮・梱包

###### ④ 小動物死体処理施設

	動物愛護センター火葬炉
所在地	葵区産女 953 番地
処理能力	200 kg / 1h (100 kg / 1h × 2 炉)

⑤ごみ受入施設

	清水ごみ受付センター
所在地	清水区八坂町 2111 番地
受入品目	不燃・粗大ごみ、資源ごみ、使用済小型家電、 使用済プラスチック使用製品

(3) 最終処分施設

	沼上最終処分場	清水貝島最終処分場	由比最終処分場
所在地	葵区北沼上 387 番地の 1	清水区三保地先	清水区由比東山寺 183 番地
埋立面積	36,000 m <sup>2</sup>	19,000 m <sup>2</sup>	6,050 m <sup>2</sup>
埋立容量	750,000 m <sup>3</sup>	246,000 m <sup>3</sup>	42,200 m <sup>3</sup>
残余容量	10,123 m <sup>3</sup>	0 m <sup>3</sup>	22,275 m <sup>3</sup>
埋立方法	セル方式	片押し方式	セル方式

※清水貝島最終処分場は令和 8 年 3 月末で埋立完了

#### 4.5 ごみ処理量の見込み

##### (1) 収集運搬計画

##### ① 収集運搬量及び排出、収集運搬方法

ごみの種類	収集方法		収集頻度	収集量	
可燃ごみ	家庭用指定袋・認定袋による集積所収集		週2回	112,290t	
	事業所用指定ごみ袋による集積所収集（葵・駿河区のみ）				
不燃・粗大ごみ	事前申込みによる戸別収集		月1回	4,333t	
	集積所収集（葵区安倍6地区のみ）			65t	
資源ごみ				4,448t	
びん	専用コンテナによる集積所収集		月1回	3,124t	
缶・ 日用金属 ※1	葵区・駿河区 家庭用指定袋・認定袋による集積所収集		月1回	868t	
	清水区	清水地区 専用網袋による集積所収集		200t	
		蒲原地区 家庭用指定袋・認定袋による集積所収集		14t	
		由比地区		スチール缶…コンテナ又は専用網袋による集積所収集	5t
				アルミ缶…家庭用指定袋・認定袋による集積所収集	
ペットボトル	葵区・駿河区 公共施設等での拠点収集	随時	40t		
	清水区 専用回収箱による集積所収集	月1回	178t		
使用済 小型家電	公共施設等での拠点収集		随時	15t	
使用済 プラスチック 使用製品	公共施設等での拠点収集		随時	4t	
合 計				121,136	

※1 日用金属については葵区・駿河区のみで収集

※2 集積所とは、自治会・町内会長の届出により設置され、当該自治会・町内会により管理されている、可燃ごみ、一部地域の不燃・粗大ごみ及び資源ごみ置き場をいう。

※3 端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

② 市が収集運搬しないごみの処理方法

区分	処理方法
家電リサイクル法 対象機器	排出者が①小売業者に引き取りを依頼 ②許可業者に指定引取場所への収集運搬を依頼 ③指定引取場所へ直接搬入
パーソナル コンピュータ	排出者が①清掃工場へ直接搬入 ②小型家電回収ボックスへ排出 ③「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づき、適正に処理
一時多量ごみ	排出者が①清掃工場へ直接搬入 ②許可業者に清掃工場への収集運搬を依頼
その他	清掃工場での処理は可能であるが、収集困難な物については、排出者自らが収集・運搬可能な状態にする、又は清掃工場へ直接搬入する。 清掃工場で処理できないものについては、排出者自らが専門業者に相談、又は購入店に引き取りを依頼する。

③ 家電リサイクル法対象機器の指定引取場所

業者名	所在地
都商事(株)家電リサイクルセンター	清水区半左衛門新田 54 番地
日本通運(株)静岡支店	葵区古庄二丁目 20 番 38 号
(株)篠原産業	富士市中里 2608 番地の 43

④ 収集運搬許可業者及び事業者の搬入先

一般廃棄物排出場所	搬入先
静岡市	収集運搬許可業者及び事業者は、西ヶ谷清掃工場若しくは沼上清掃工場又は処分業許可業者の処分施設へ搬入する。

## (2) 中間処理計画

## ① 焼却、溶融処理量

廃棄物の種類	搬入者	処理量		
		西ヶ谷清掃工場	沼上清掃工場	合計
可燃ごみ	市	0 t	492 t	492 t
	委託業者	62,009 t	46,303 t	108,312 t
	許可業者	19,169 t	22,541 t	41,710 t
	直接搬入者	6,897 t	12,935 t	19,832 t
	うち家庭	2,993 t	7,944 t	10,937 t
	うち事業者 ※1	3,904 t	4,991 t	8,895 t
破碎可燃残渣	市	0 t	2,756 t	2,756 t
焼却主灰	市	8,788 t	0 t	8,788 t
合計		96,863 t	85,027 t	181,890 t

※1 事業者が直接搬入する可燃ごみには本市が処理する産業廃棄物（木くず、紙くず、繊維くず及びこれらに係る燃えがら）を含む。

※2 端数処理の関係で合計が合わない場合がある。

## ② 破碎等処理量

廃棄物の種類	搬入者	処理量		
		金属類	破碎可燃残渣	処理量計
不燃・粗大ごみ	市・委託業者	0 t	4,717 t	4,717 t
	直接搬入者	2,547 t	1,896 t	4,443 t
	うち家庭	2,363 t	1,744 t	4,107 t
	うち事業者 ※1	184 t	152 t	336 t
合計		2,547 t	6,613 t	9,160 t

※1 事業者が直接搬入する不燃・粗大ごみは、本市が処理する産業廃棄物（木くず、金属くず）をいう。

③ 資源化量及び資源化の方法

資源ごみの種類	内 容		資源化量
びん ※2	葵 区 駿 河 区	市民が排出し、業者委託により収集・運搬、選別加工を行い、生きびん及び再生びんの一部を業者が独自ルートで資源化。再生びんの一部を指定法人ルートで資源化	3,124 t
	清水区	市民が分別排出し、業者委託により収集・運搬及び「清水ごみ受付センター」で受け入れ、生きびんは業者が独自ルートで資源化。再生びんは指定法人ルートで資源化	
缶・日用金属 ※1	葵 区 駿 河 区	市民が排出し、業者委託により収集・運搬、選別加工を行い、業者が独自ルートで資源化	1,128 t
	清水区	市民が分別排出し、業者委託により収集・運搬及び「清水ごみ受付センター」で受け入れ、業者が独自ルートで資源化	
古紙（古布）類	「清水ごみ受付センター」で受け入れ、業者が独自ルートで資源化		64 t
集団資源回収	自治会などの団体が古紙類を回収し、業者が収集・運搬、資源化		7,299 t
ペットボトル	市民が分別排出し、業者委託により収集・運搬及び「清水ごみ受付センター」で受け入れ、市施設で圧縮加工し、指定法人ルートで資源化		218 t
金 属 類	不燃・粗大ごみの戸別収集時に、金属類を分別回収 不燃・粗大ごみの破砕処理時に、金属類を回収 「清水ごみ受付センター」で受け入れ 回収した金属類を独自ルートで資源化		2,547 t
電 池 類 （乾電池等使い切り電池及び充電式電池類）	市民が分別排出し、直営又は業者委託により収集・運搬及び「西ヶ谷清掃工場」「沼上清掃工場」「清水ごみ受付センター」で受け入れ、委託業者が独自ルートで資源化		106 t
使用済小型家電	市民が排出し、委託業者により収集・運搬・分別、及び「西ヶ谷清掃工場」「沼上清掃工場」「清水ごみ受付センター」で受け入れ、認定事業者が独自ルートで資源化		180 t
使用済プラスチック 使用製品	市民が分別排出し、業者委託により収集・選別・中間処理・資源化を実施		12 t
溶 融 ス ラ グ	西ヶ谷清掃工場で生成する溶融スラグを埋戻し材や肥料等に再利用		12,489 t
溶 融 メ タ ル	溶融スラグ生成の過程で発生する溶融メタルを独自ルートで資源化		1,936 t
合 計			29,103 t

※1 「日用金属」については、葵区・駿河区のみで収集。

※2 指定法人ルートは、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通して再資源化を実施

### (3) 最終処分計画

廃棄物の種類	搬入者	処理量			
		沼上 最終処分場	清水貝島 最終処分場	由比 最終処分場	合計
焼却灰等	市・事業者	2,178 t	3,791 t	-	5,969 t
公共側溝汚泥	市	570 t	-	-	570 t
その他	市・事業者	282 t	0 t	1 t	283 t
小計		3,030 t	3,791 t	1 t	6,822 t
覆土		2,475 t	-	-	2,475 t
合計		5,505 t	3,791 t	1 t	9,297 t

### 4.6 市外で発生した一般廃棄物

令和7年度に市外で発生した一般廃棄物を市内に所在する一般廃棄物処理施設へ搬入及び処分（再生）したのものについては、下記のとおりです。

なお、川根本町からのし尿の受け入れについては、令和8年3月1日から実施しており、予定受入量を記載しています。

発生元	種類	受入量	処分先	処分方法	備考
掛川市及び菊川市内	可燃ごみ	4,100t/年	沼上清掃工場	焼却	最終処分先は掛川市及び菊川市内
		4,900t/年	西ヶ谷清掃工場	溶融	
川根本町内	し尿及び浄化槽汚泥	375k1/年	静岡衛生センター	中間	下水道放流
富士宮市内	実験用小動物死体	0.1t/年	宗教法人 宗徳院 (清水区興津本町)	焼却	

### 4.7 基本施策1 静岡版「もったいない運動」の推進

#### (1) 施策1 食品ロス、生ごみの削減

##### ① 「もったいない 食品ロス」の意識の向上

家庭可燃ごみに含まれる食品ロスの割合を定期的に調査、食品ロスの現状を市民に公表し、食品ロス削減の意識の向上を図り市民の実践行動につなげました。

② 生ごみの減量化

2R（発生抑制、排出抑制）の取組である「3切り」（食材の使い切り、食品の食べ切り、生ごみの水切り）や、生ごみの堆肥化などの出前講座、イベントなどあらゆる機会を活用した啓発を実施しました。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
食品ロスの割合調査（家庭可燃ごみの組成調査）	4回（6月・11月）	4回（6月・11月）
食ロスの現状の公表	1回	1回
食品ロス、生ごみの削減に係る出前授業、講座の実施	20回	26回
「シズオカたべきり協力店」の認定・紹介	随時・通年	随時・通年
ごみ減量に関する啓発イベントの実施	10回	13回
フードドライブ、食ロス日記の実施	随時・通年	随時・通年
しずもーる沼上での啓発講座の実施 （ごみ減量に関すること）	50回以上	198回

【予定・目標数と異なる理由】

・（しずもーる沼上での啓発講座の実施）積極的にこども園や高等学校などに働きかけた結果、目標数以上の講座を実施することができた。

(2) 施策2 プラスチックごみの削減

① プラスチックごみの減量化

出前授業・講座や、啓発イベントを通じて市民・事業者のプラスチックごみ問題への理解を深め、プラスチックごみの発生抑制意識の醸成を促進しました。

② 環境配慮型製品等の利用促進

事業者における環境配慮型製品等の優先的利用の取組について市民に情報等を提供するなど、環境配慮型製品の利用を促進しました。

③ 家庭ごみからのプラスチック分別によるリサイクルの検討

令和7年3月12日付けで締結した、株式会社ダイセキ環境ソリューションとのプラスチックに係る資源循環の促進に関する連携協定書に基づき、市内完結型のプラスチック資源循環の実現に向けて検討・研究を進めるなど、必要な措置を講じました。また、市内公共施設に使用済プラスチック使用製品回収ボックスを設置し、使用済プラスチック使用製品の再資源化を実施しました。

④ 事業者による自主回収等の推進によるリサイクルの促進

事業者の自主的な取り組みに関する情報を市民が容易に収集し活用できるよう、SNSなどの広報媒体で積極的に紹介しました。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
事業者における取組のホームページ等への掲載	随時・通年	随時・通年
プラスチックごみの削減に係る出前授業、講座の実施	20回	43回
ごみ減量に関する啓発イベントの実施（再掲）	10回	13回
プラスチックごみ削減協力店の認定・紹介	随時・通年	随時・通年
事業者と連携したプラスチック製品の自主回収やリサイクルを推進する活動の実施	1回	1回
しずもーる沼上での啓発講座の実施（ごみ減量に関すること）（再掲）	50回以上	198回
使用済プラスチック使用製品回収ボックス設置場所	50ヶ所	49ヶ所

【予定・目標数と異なる理由】

- ・（使用済プラスチック使用製品回収ボックス設置場所）静岡市林業センター閉鎖に伴い、1か所減となった。
- ・（出前授業実施回数）学校への周知や各学校の希望に沿った資料作成に力を入れた結果、目標数以上の活動を実施することができた。

(3) 施策3 紙ごみの削減

① 紙ごみの減量化

資源循環啓発施設（しずもーる沼上）を中心に、環境教育・環境学習を通じて、雑がみの分別排出、紙ごみの発生抑制、再生利用を促す啓発を行いました。

② 古紙の集団資源回収等によるリサイクルの推進

回収活動を行う団体に対する奨励金の交付を通じて、集団資源回収活動等がより活発に行われるよう支援しました。また、古紙回収業者の自主的な取り組みに関する情報を市民が収集し活用できるよう、市ホームページで紹介しました。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
ごみ減量に関する啓発イベントの実施（再掲）	10回	13回
出前授業・講座での雑がみ等分別排出啓発の実施	40回	43回
しずもーる沼上での啓発講座の実施（ごみ減量に関すること）（再掲）	50回以上	198回
古紙の集団資源回収活動等に対する奨励金の交付	実施	実施（747団体）

(4) 施策4 その他家庭ごみの削減・4Rの推進

① 集団資源回収等への積極的な支援（一部再掲）

回収活動を行う団体に対する奨励金の交付を通じて、集団資源回収活動等がより活発に行われるよう支援しました。

② 小型家電リサイクルの実施

使用済小型家電を分別回収し、設置場所について積極的に周知しました。令和7年度は、イベント回収を2回実施しました。（長田北小学校 23.4 kg回収、常葉大学 27.2 kg回収）

③ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進

事業者に対して、自主店頭回収の実施状況や資源回収ステーション設置状況等の調査を行い、その情報を静岡市ホームページ等で提供するなど、事業者の支援及び市民の排出機会確保に努めました。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
全自治会等への集団資源回収に対する協力依頼	1回	1回
集団資源回収活動等に対する奨励金の交付	実施	実施
使用済小型家電回収ボックス設置個所	50ヶ所	49ヶ所
店頭回収実施状況等の調査	年1回	年1回
ホームページ「資源回収拠点マップ」の更新	随時	随時

【予定・目標数と異なる理由】

- ・（使用済小型家電回収ボックス設置個所）静岡市林業センター閉鎖に伴い、1か所減となった。

(5) 施策5 4R推進に向けた協働の推進・体制づくり

① 市民、事業者、市の3者連携の強化によるごみ減量

廃棄物のさらなる減量に向け、各種啓発を実施し、市民、事業者の環境意識の醸成を図りました。市民、事業者、市は、ごみ減量にかかる取組情報の共有を図るとともに、4R推進に向けた協働体制を構築しました。

② 廃棄物政策に係る市民意見の聴取

ごみ減量等に関する事項を報告するため、清掃対策審議会を開催しました。

また4R推進委員会、廃棄物減量等推進員から、ごみ減量等に関する意見を聴取しました。

③ 環境美化活動の推進

市民、事業者のボランティア清掃などの環境美化活動を支援し、環境美化意識の醸成を図

りました。

④ 廃棄物減量等推進員活動の推進

各自治会・町内会などから推薦された市民を廃棄物減量等推進員として委嘱するとともに、情報交換の場を設けることや活動内容を紹介するなどし、推進員の活動を支援しました。

⑤ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進（再掲）

事業者に対して、自主店頭回収の実施状況や資源回収ステーション設置状況等の調査を行い、その情報を静岡市ホームページ等で提供するなど、事業者の支援及び市民の排出機会確保に努めました。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
清掃対策審議会の開催	4回程度	1回
4R推進委員会の開催	1回	1回
廃棄物減量等推進員からの意見聴取	3回	3回
廃棄物減量等推進員の委嘱	910人	922人
廃棄物減量等推進員研修会等の開催	14回	15回
店頭回収実施状況等の調査（再掲）	年1回	年1回
ホームページ「資源回収拠点マップ」の更新（再掲）	随時	随時

【予定・目標数と異なる理由】

・（清掃対策審議会）審議等を必要とする案件が少なかったため、1回の開催となった。

(6) 施策6 情報発信・環境教育・意識啓発・実践行動の推進

① 広報媒体を活用した情報の発信

暮らしの中で実行できるごみ減量やリサイクルの工夫に係る情報について、ごみの出し方・分別ガイドブック、静岡市ごみ分別アプリ「ごみナビ」※、広報紙「静岡気分」、ホームページ、SNSなどの広報媒体を活用して、積極的な提供を行いました。

※「ごみナビ」は令和8年3月末で終了し、ごみ分別アプリ「さんあ〜る」に移行するため、令和8年2月から「さんあ〜る」の配信を開始しました。

② 環境教育の推進、環境意識の向上、実践行動の促進

資源循環啓発施設の設置、環境大学の開校、企業や教育機関と連携した出前授業や啓発イベントの開催、廃棄物処理施設親子見学会等、幅広い層への環境学習の機会を提供しました。啓発活動を通じて、市民の環境意識を高め、実践行動を促しました。

③ 家庭可燃ごみ組成調査の実施及び結果の周知

定期的に家庭可燃ごみの組成調査を実施し、組成調査結果を市民に公表し各種施策の検討資料として活用しました。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
ごみの出し方・分別ガイドブック保存版の発行	随時更新、配布	随時更新、配布
ごみの出し方・分別周知チラシの発行（周知事項がある場合）	200,000部配布	発行なし
広報紙「静岡気分」への記事掲載	随時	随時
ホームページの更新	随時	随時
静岡市ごみ分別アプリ「ごみナビ」の更新、利用推進	随時	随時
SNS（Instagram）への記事掲載	60回	63回
ごみ減量啓発講座（学校、団体）（沼上資源循環学習プラザ）	随時	随時
4R体験講座（常設・定期）（西ヶ谷資源循環体験プラザ）	12講座	12講座
市政出前講座及び企業・教育機関と連携した講座	随時	随時
ごみ減量に関する啓発イベントの実施（再掲）	10回	13回
清掃工場見学受入	95回	105回
家庭可燃ごみ組成調査の実施	4回	4回
組成調査結果の公表	1回	1回

(7) 施策7 将来を見据えた廃棄物行政のあり方の検討

① 市民と協働したごみ収集方法等のあり方の検討

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックごみの分別収集・再資源化について、実施を前提とした検討を進めました。

併せて葵区・駿河区（旧静岡市）と清水区（旧清水市）で異なるごみの排出ルールの一化についても検討を進めました。

② 家庭ごみの有料化の検討

カーボンニュートラルや循環型社会の構築などを踏まえた、新たな廃棄物施策のための経費、ごみの減量化、分別意識の向上、費用負担の公平性の確保などの観点から、有料化の必要性を検討しました。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
プラスチックごみの分別収集・再資源化の検討（再掲）	実施	実施
有料化の必要性の検討	実施	実施

#### 4.8 基本施策2 事業系ごみの減量化・資源化

##### (1) 施策1 事業系ごみの減量化・資源化の推進

###### ① 拡大生産者責任の徹底によるごみ減量の推進

事業者が、自らの責任においてごみとなるものを発生させない製品の開発や販売、製品や容器が再使用・再生利用されやすいような仕組みの整備、使用後の再使用・再生利用可能なものの自主回収などに努める取組を促進しました。

###### ② 多量排出事業所への指導の徹底

3,000 m<sup>2</sup>以上の事務所等及び1,000 m<sup>2</sup>以上の店舗を対象として、静岡市一般廃棄物多量排出事業所減量化指導要綱に基づき、減量化計画書及び管理責任者選任届出書の提出を求めるとともに、立入調査を行い、減量化・資源化を指導しました。

###### ③ 事業系ごみの適正排出・分別の徹底

事業系ごみの適正な排出方法及び分別方法に関する啓発チラシを作成、配布するなど、事業系ごみの適正排出及び分別の徹底を働きかけました。また、清掃工場への搬入制限等を含め、継続して新たな施策の検討を実施しました。

###### ④ 事業系ごみの新たな再資源化手法への誘導

廃棄物処理業者に対し、一般廃棄物の再資源化にかかる許可制度について周知を図ります。また、排出事業者に対し、再資源化手法や再資源化ルートを紹介し誘導するなど、事業系ごみの再資源化を促進する取組を実施しました。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
多量排出事業所等への立入調査の実施	100 事業所	105 事業所
事業系ごみの適正排出・分別の徹底に係る周知・啓発	実施	実施

##### 【予定・目標数と異なる理由】

- ・(多量排出事業所等への立入検査の実施) 定期的な立入調査に加えて、早急に立入調査を行う必要がある事業所が判明したため。

##### (2) 施策2 自己処理責任の徹底

###### ① 自己処理責任の周知

事業系ごみは排出者責任の原則にもとづき、事業者自ら処理を行うべきものであることから、自己処理責任の徹底が図られるよう、周知しました。

###### ② 搬入調査実施の徹底

収集運搬許可業者が、清掃工場へ搬入する際の搬入調査を実施しました。

③ 家庭ごみ集積所への不適正排出に対する指導の徹底

不適正排出物の取り置き、開封調査等を実施し排出者への適正処理の指示、家庭ごみ集積所における不適正排出に対する周知・指導を実施しました。

④ 事業系ごみ処理手数料の見直し

令和6年8月1日に条例が施行され、次のとおり事業系ごみ処理手数料（一般廃棄物処理手数料）を改定しました。また今後の改定に向けて事業系ごみ処理手数料の適正な料金の設定について検討をしました。

区分	改定後手数料
事業者自らが運搬する場合	100 kgまで：1,500 円 100 kg超：1,500 円に 10 kgまでを増すごとに 150 円を加算
市が収集運搬する場合	大型容器：1 個 270 円 小型容器：1 個 120 円

⑤ 事業所用ごみ袋制度のあり方の検討

ごみの分別方法及び収集運搬許可業者によるごみ袋制度など適正なごみ処理方法を、事業者へ広く周知をしました。また、市指定及び民間の事業所用ごみ袋の利用状況、市域の特性等を踏まえ、本市域の事業所用ごみ袋制度について、事業系ごみの適正かつ効率的な収集・処理のため、あり方を検討しました。

⑥ 本市が処理する産業廃棄物の品目

静岡市廃棄物の処理及び減量に関する条例第14条の規定により、本市が処理する産業廃棄物は、次に掲げる産業廃棄物（多量であるもの、著しく大きいもの及び特別管理産業廃棄物に該当するものを除く。）としました。

本市が処理する 産業廃棄物の品目	(1) 木くず（建設現場からのものを除く。）
	(2) 紙くず（建設現場からのものを除く。）
	(3) 繊維くず（建設現場からのものを除く。）
	(4) 金属くず（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機を除く廃家電を含む。）
	(5) 乾電池
	(6) 下水道汚泥焼却灰
	(7) (1)から(3)までに掲げる産業廃棄物に係る燃えがら

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
立入り調査等での自己処理責任の周知	随時	随時
多量排出事業所等への立入調査（再掲）	100事業所	105事業所
収集運搬許可業者に対する搬入調査	3回	3回
不適正排出に対する指導	400件	351件
事業系ごみ処理手数料の見直しの検討	実施	実施
事業所用ごみ袋制度のあり方の検討	実施	実施

【予定・目標数と異なる理由】

- ・（多量排出事業所等への立入調査）定期的な立入調査に加えて、早急に立入調査を行う必要がある事業所が判明したため。
- ・（不適正排出に対する指導）指導を要する不適正排出ごみが少なかったため予定数を下回った。

(3) 施策3 4R推進に向けた協働の推進・体制づくり

① 市民、事業者、市の3者連携の強化によるごみ減量（再掲）

廃棄物のさらなる減量に向け、各種啓発を実施し、市民、事業者の環境意識の醸成を図りました。市民、事業者、市は、ごみ減量にかかる取組情報の共有を図るとともに、4R推進に向けた協働体制を構築しました。

② 廃棄物政策に係る事業者意見の聴取（一部再掲）

事業者意見及び清掃対策審議会での審議を尊重し、各種施策を展開しました。

③ 自主店頭回収などのリサイクル拠点整備の推進（再掲）

事業者に対して、自主店頭回収の実施状況や資源回収ステーション設置状況等の調査を行い、その情報を静岡市ホームページ等で提供するなど、事業者の支援及び市民の排出機会確保に努めました。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
清掃対策審議会の開催（再掲）	4回程度	1回
4R推進委員会の開催（再掲）	1回	1回
廃棄物減量等推進員からの意見聴取（再掲）	3回	3回
ホームページ「資源回収拠点マップ」の更新（再掲）	随時	随時

【予定・目標数と異なる理由】

- ・（清掃対策審議会）審議等を必要とする案件が少なかったため、1回の開催となった。

#### (4) 施策4 情報発信、意識啓発の推進

業者が実行できるごみ減量に係る情報等について、広報紙やホームページなどの広報媒体を活用し、積極的な情報提供によりごみの減量化・資源化の啓発を行いました。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
ホームページの更新	随時	随時

### 4.9 基本施策3 適正な収集運搬・処理体制の整備

#### (1) 施策1 収集運搬体制の整備

##### ① 家庭ごみの収集運搬体制の整備

家庭ごみの収集運搬については、適正かつ効率的な業務運営を持続的に行うことができる収集運搬体制の整備を進めています。

収集運搬体制の整備にあたっては状況に応じ委託化を図るとともに、災害等の緊急時のリスク管理も含め、市全体の収集運搬業務のあり方を検討し、本市の処理責任を担保できる持続可能な運営体制の確保に努めました。

##### ② 一般廃棄物収集運搬許可のあり方

基本的に新たな一般廃棄物収集運搬の許可は行いません。ただし、循環型社会形成の観点から、収集された廃棄物が最終的に有効利用（活用）されることが確実であるとして基準に適合する場合には、必要に応じて許可することとしました。

また、一般廃棄物の収集運搬に関する許可について、当面の間は現在の収集運搬許可業者の許可区域を維持しますが、段階的に本市全体とするよう検討を進めます。

##### ③ 優良事業者（許可業者）制度の活用

制度を積極的に事業者・市民へ周知し、活用を促すことで、事業者等における一般廃棄物の適正処理の促進を図りました。

##### ④ （一財）静岡市環境公社の経営基盤の確立

環境公社は市のパートナーとして家庭ごみを確実に収集するとともに、災害時におけるセーフティーネット機能を発揮できるよう、「静岡市外郭団体方針書」を踏まえ策定された「経営計画書」に基づき、安定的な経営に努めました。市は団体の役割について評価し、必要な関与を行い、環境公社とともに市民の生活環境の保全及び公衆衛生の向上に努めました。

##### ⑤ 市民と協働したごみ収集方法等のあり方の検討（再掲）

令和4年4月に施行されたプラスチック資源循環促進法に基づくプラスチックごみの分別収集・再資源化について、実施を前提とした検討を進めました。併せて葵区・駿河区（旧静岡市）と清水区（旧清水市）で異なるごみの排出ルールの統一化についても検討を進めました。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
優良事業者制度の活用	実施	実施
ごみ収集方法等のあり方の検討	実施	実施

## (2) 施策2 中間処理体制の整備

### ① 沼上清掃工場の整備

沼上清掃工場は、一般的に焼却施設の耐用年数が25年といわれる中、既に稼働開始から30年（平成7年度稼働開始。令和8年3月時点）が経過しました。設備の老朽化に伴い増加する維持管理コストを工場の運転に支障が出ない範囲内で低く抑えながら長寿命化を図るため、長寿命化総合計画に基づき、令和元年10月から基幹改修工事に着手し、令和5年9月に完了しました。施設の安定的な稼働を継続するため、維持修繕の検討、実施を行いました。

### ② 西ヶ谷清掃工場の整備

西ヶ谷清掃工場は、平成22年4月から稼働しており、令和2年度に、個別施設計画を策定しました。耐用年数の折り返し時期に差し掛かることから、令和12年度を目途に施設の安定的な稼働のための中規模改修の検討を実施しました。

### ③ 沼上資源循環センターの整備

沼上資源循環センターは、平成22年4月から稼働しており、令和6年度（稼働後14年）に長期修繕計画を策定しました。施設の安定的な稼働を継続するため、維持修繕の検討、実施を行いました。

### ④ 効率的な施設運営

本市中間処理施設については、ごみ量の推移、ごみ処理の維持管理コスト及び技術革新等を踏まえ、随時、適切かつ効率的な施設運営の検討を進めました。また、し尿施設についても、施設の老朽化や、し尿や浄化槽汚泥の処理量が年々減少している状況等を勘案し、下水道処理施設との共同化に向けた検討を進めました。

### ⑤ 一般廃棄物中間処分量の許可と施設設置許可のあり方

一般廃棄物の中間処分量に関する許可は、基本的に新たな許可は行いません。ただし、循環型社会形成の観点から、処理後の生成物が有効利用（活用）されることが確実であるとして

基準に適合する場合には、必要に応じて許可しました。(令和7年度：新規許可1件) 一般廃棄物処理施設の設置許可については、事業者による自己処理施設の設置を除き、基本的に新たな許可は行いません。ただし、循環型社会形成の観点から、処理後の生成物が有効利用(活用)されることが確実であるとして基準に適合する場合には、必要に応じて許可することとしました。

⑥ 清水清掃工場の跡地整備

(仮称) 清水ストックヤードを整備し、新たな清水ごみ受付センターとして運営できるよう、建設工事を進めました。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
沼上清掃工場の基幹改修工事の実施	完了	完了
西ヶ谷清掃工場の中規模改修の検討	実施	実施
沼上資源循環センターの中規模改修の検討	実施	実施
し尿施設の統廃合を含めた効率的な施設運営の検討	実施	実施
(仮称) 清水ストックヤード建設工事	実施	実施

(3) 施策3 最終処分場の整備

最終処分量の極少化に向けて新たな技術の有用性の調査・研究を行いました。

また、沼上最終処分場の後背地に新たな最終処分場の整備を進めています。今後の本市の廃棄物処理が滞ることがないように、臨海部・内陸部も含めた最終処分場候補地の選定を進めていきます。なお、既設の最終処分場については、浸出水処理の継続を行うため必要な修繕を実施し、適正な維持管理に努めました。

最終処分場の設置については、事業者による自己処理施設の設置を除き、基本的には本市が設置するものとし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項に基づく一般廃棄物最終処分業の許可、及び同法第8条第1項に基づく一般廃棄物処理施設の設置については、新たな許可は行いません。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
新たな最終処分場の整備工事の実施	実施	実施

#### 4.10 基本施策4 ごみ処理における環境負荷の低減に向けた取組

##### (1) 施策1 清掃工場での余熱利用

###### ① 余熱利用等による発電の実施

西ケ谷清掃工場と沼上清掃工場で、ボイラー設備から蒸気エネルギーを回収して発電を行い、余剰電力については売電を行いました。

清掃工場名	発電量	うち売電量
西ケ谷清掃工場	60,891MWh	37,050MWh
沼上清掃工場	40,678MWh	28,836MWh
合計	101,569MWh	65,886MWh

###### ② その他の余熱利用

西ケ谷清掃工場と沼上清掃工場で、発生する余熱を発電以外にも有効利用しました。

西ケ谷清掃工場では西ケ谷総合運動場西ケ谷屋内プールへ、沼上清掃工場ではふれあい健康増進館ゆ・ら・らへそれぞれ熱供給を行いました。

##### (2) 施策2 溶融スラグの有効利用

###### ① 本市公共工事での利用

本市公共事業での利用拡大の取組を継続します。

処理施設	スラグ生成量	メタル発生量
西ケ谷清掃工場	12,489 t	1,936 t

###### ② 新たな有効活用の模索

令和4年3月に本市溶融スラグが、全国で初めて農業用肥料として本登録され利用方法の拡大につながりました。今後も溶融スラグの利用拡大を推進します。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
溶融スラグの利用の促進	実施	実施

##### (3) 施策3 プラスチックごみ焼却の抑制

令和7年3月12日付けで締結した、株式会社ダイセキ環境ソリューションとのプラスチックに係る資源循環の促進に関する連携協定書に基づき、市内完結型のプラスチック資源循環の実現に向けて検討・研究を進めるなど、必要な措置を講じました。加えて、プラスチック使用製品の製造段階における環境配慮や販売後の自主回収・再資源化及び排出抑制への取組について、多くの事業者がこれらに取り組めるよう、静岡市一般廃棄物処理基本計画やプラスチック資源循環促進法の周知を行うなど、必要な支援を行いました。また、市内公共施設に使用済プラスチック使用製品回収ボックスを設置し、使用済プラスチック使用製品の再資源化を実施しました。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
プラスチックごみの分別収集・再資源化の検討（再掲）	実施	実施
使用済プラスチック使用製品回収ボックス設置場所（再掲）	50ヶ所	49ヶ所

#### 4.11 基本施策5 廃棄物適正処理の徹底

##### (1) 施策1 不法投棄対策

###### ① 不法投棄防止対策の徹底

不法投棄監視パトロールや消防ヘリコプターによる上空からの監視、不法投棄禁止の啓発活動や看板設置などの防止対策を行いました。

山間地等廃棄物不法投棄監視員と協力し、山間地等における不法投棄防止対策に取り組みました。

###### ② 不法投棄物の処理

不法投棄物について、警察等関係機関と共同で調査し、投棄者に適正に処理をさせました。

###### ③ 関係機関との連携

警察や郵便局、隣接自治体と連携し、不法投棄の監視及び防止の強化に努めました。

不法投棄監視ウィークなど市民・事業者・行政、その他関係機関が一体となって監視や防止のための啓発活動を実施しました。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
不法投棄監視パトロール	90件	82件（1月末）
山間地等不法投棄監視員の委嘱	132人	132人
市による不法投棄家電の処理	117件	57件（1月末）
不法投棄に係る啓発活動の実施	1回	1回

##### (2) 施策2 区域外処理

一般廃棄物の処理は自区内処理を原則としますが、一部のごみや資源物について、適正処理の推進のため区域外処理をします。区域外処理をするものは次のとおりとします。また、区域外処理について、市民に周知し、更なる適正排出を推進します。

区域外での処理を行うもの	令和7年度の搬出量
乾電池（充電式電池を含む）	106 t（家庭系・事業系）
蛍光灯	19 t

(3) 施策3 取扱困難廃棄物の処理

① 法定処理困難物等の適正処理

本市処理施設で処理を行うと施設に重大な影響を与える処理困難物は、次のとおりとし、本市施設では処理を行いません。

本市施設で処理を行わないもの	<ul style="list-style-type: none"><li>・タイヤやブロックなど破砕施設に多大な影響を及ぼすもの</li><li>・オイルや塗料など焼却施設に多大な影響を及ぼすもの</li><li>・農薬やガスボンベなど人体に危険が及ぶもの</li><li>・充電式電池類などの発火により施設に多大な影響を及ぼすもの</li></ul>
----------------	---

② 在宅医療廃棄物の処理

本市が処理を行う在宅医療廃棄物（注射針等の鋭利な廃棄物以外の可燃性廃棄物）について適正に処理を実施しました。また、在宅医療廃棄物の取扱いについて、ホームページへの掲載等周知に努めました。

③ 路上小動物死体の処理

路上小動物死体の収集を行い、動物専用炉にて適正に処理しました。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
在宅医療廃棄物の取扱いに係る周知	通年	通年
路上小動物死体の適正処理	通年	通年

(4) 施策4 災害廃棄物の処理

静岡市災害廃棄物処理計画の見直しを実施しました。

また、令和7年3月に作成した災害廃棄物処理初動・応急対応マニュアルについても、訓練等の実施結果をもとに必要な見直しを実施しました。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
災害廃棄物処理初動・応急対応マニュアルの見直し	実施	実施
訓練の実施	実施	実施

## 第5章 生活排水処理実施計画

令和7年度実施計画「第3章 生活排水処理実施計画」に基づき、以下のとおり処理及び各施策を実施しました。

### 5.1 計画目標

(1) 生活排水処理率：89.4%

### 5.2 し尿・浄化槽汚泥処理主体と処理方法

廃棄物の種類	収集運搬	中間処理		最終処分	
		処理主体	処理方法	処理主体	処理方法
し尿	許可業者	市	直接脱水方式	市	埋立
浄化槽汚泥			標準脱窒素処理方式 高負荷脱窒素膜分離方式		

※中間処理後、脱水汚泥を清掃工場へ搬入し焼却

### 5.3 し尿・浄化槽汚泥処理量

廃棄物の種類	施設別処理量			
	静岡衛生センター	清水衛生センター	庵原衛生プラント	計
し尿	3,439k1	1,082k1	594k1	5,115k1
浄化槽汚泥	49,093k1	34,016k1	14,891k1	98,000k1
合計	52,532k1	35,098k1	15,485k1	103,115k1

### 5.4 し尿・浄化槽汚泥処理施設

	静岡衛生センター	清水衛生センター	庵原衛生プラント
所在地	葵区東千代田 三丁目5番1号	清水区堀込722番地	富士市中之郷 2128番地の1
処理能力・方式	260k1/日 直接脱水方式	200k1/日 標準脱窒素 処理方式	76.9k1/日 高負荷脱窒素 膜分離方式

### 5.5 基本施策1 合併処理浄化槽の設置及び公共下水道への接続の促進

(1) 施策1 情報の共有化、意識啓発の推進

① 広報媒体を活用した情報の提供、意識啓発

健全な水環境の確保と清らかな河川を保全する必要性、その方法（下水道への接続や合併処理浄化槽への切り替えなど）、合併処理浄化槽の設置に対する補助制度などの情報を、広

報紙「静岡気分」、ホームページなどの広報媒体を活用して周知しました。

② 地元説明会・臨戸訪問・文書勧告の実施

合併処理浄化槽の設置推進を図るため、臨戸訪問等を実施し、設置に対する補助制度の情報を提供しました。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
広報紙「静岡気分」への記事掲載	1回	1回
ホームページへの記事掲載	随時	随時
転換勧奨（臨戸訪問等）の実施	随時	随時

(2) 施策2 合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の活用

くみ取り便槽又は単独処理浄化槽からの付替えに係る合併処理浄化槽設置整備事業補助制度の活用を推進しました。

浄化槽設置整備事業補助制度（令和7年度）

人槽	補助単価
5	332,000円
6～7	414,000円
8～50	548,000円

※1 特定区域：静岡市清流条例第10条で規定する水源保全区域。10万円上乗せ

※2 重点区域：蒲原及び由比地区の市街化区域。20万円上乗せ

※3 宅内配管工事費に対し、30万円を上限に補助金を交付

※4 令和7年度は、特定区域及び重点区域において、5人槽は10万円、6～7人槽は12万5千円を上乗せ

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
合併処理浄化槽設置整備事業補助の実施	126基	70基
広報紙「静岡気分」への記事掲載	1回	1回

【予定・目標数と異なる理由】

・（合併処理浄化槽設置整備事業補助の実施）申請件数が想定を下回ったため。

5.6 基本施策2 し尿・浄化槽汚泥の適正な処理と処理能力の維持

(1) 施策1 し尿・浄化槽汚泥の適正処理体制の整備

① 処理体制の整備

処理体制の効率化の観点から、本年度から南部中継所の受入れを停止しました。今後は、下水道事業との共同化について検討を進めるとともに、引き続き既存施設において適切かつ効率的な処理体制を整備します。

② 処理施設の維持管理

静岡衛生センター、清水衛生センター及び庵原衛生プラントは、施設の老朽化が進んでいることから、施設の安定的な運転のため、修繕を実施し、施設の延命化を図りました。

③ 庵原衛生プラントのあり方の検討

蒲原地区及び由比地区から発生するし尿・浄化槽汚泥の発生量などを注視し、将来を見据えた庵原衛生プラントのあり方について検討しました。

④ 収集運搬体制の整備

し尿・浄化槽汚泥の収集運搬については、収集運搬許可業者が担うことを原則とします。新たな許可は行わず、業者ごとの許可車両の増車も行いません。また、し尿・浄化槽汚泥量の推移に注視し、必要があれば許可車両の削減を進めます。

⑤ し尿くみ取り体制の整備

「下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法」の趣旨を踏まえた措置を継続しました。

また、し尿くみ取り業者の経営状態の把握や意見聴取を行い、安定的かつ継続的なし尿の収集運搬体制の構築に努めました。

⑥ (一財) 静岡市環境公社の役割

環境公社はし尿処理のセーフティーネット機能を発揮するとともに、安定的なし尿処理体制を継続するために、経営基盤の確立に努めました。

事業内容	令和7年度 目標・予定数	令和7年度 実施状況
し尿・浄化槽汚泥の適正処理体制の整備	実施	実施
庵原衛生プラントのあり方の調査・検討	実施	実施
し尿くみ取り業者の経営状態の把握・意見聴取	実施	実施

(2) 施策2 合併処理浄化槽の適正な管理

① 講習会の開催

合併処理浄化槽の新規設置者向けに適正管理などに関する講習会を開催しました。

② 法定検査受検率の向上

浄化槽設置者に対して、法定検査（浄化槽法第 11 条で義務付けられている年 1 回の水質検査）受検率の向上のため、積極的な啓発活動を行いました。

③ 浄化槽台帳の整備

浄化槽の適正な管理を行うために、浄化槽台帳を随時更新しました。

事業内容	令和 7 年度 目標・予定数	令和 7 年度 実施状況
新規設置者向け講習会の開催	実施	実施
広報紙「静岡気分」への記事掲載	1 回	1 回
広告等への掲載	実施	実施
浄化槽台帳の更新	実施	実施